

後見制度支援預金商品概要説明書

令和7年6月30日現在

商品名	・ 後見制度支援預金（普通預金または無利息型普通預金）
販売対象	・ 個人のうち、家庭裁判所から「指示書」の交付を受けた方
期間	・ 期間の定めはございません
預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 随時預け入れできます（ただし、家庭裁判所からの「指示書」の提出が必要となります） ・ 1円以上 ・ 1円単位
払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 随時払戻しできます。（ただし、家庭裁判所からの「指示書」の提出が必要となります） <ul style="list-style-type: none"> ①払戻し・・・入院費等の一時的な支出が発生した場合等において、家庭裁判所が必要と認めた際に交付されます。 ②定期送金・・・定期自動振込により、指定された間隔および指定された金額を「後見制度支援預金口座から成年後見人が日常管理している口座（生活資金等）へ定期的に交付する必要がある」と家庭裁判所が認めた際に「指示書」が交付されます。 ・ 現金でのお支払いはできません。（別管理口座への振替となります。）
利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変動金利（無利息型の場合は、金利はつきません） ・ 毎日の店頭表示の普通預金利率を適用します。 ・ 年2回（2月、8月）の当金庫所定の日に元金に組み入れます。 ・ 毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とした1年365日とする日割計算により算出します。
税金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国税15.315%、地方税5%が源泉分離課税されます。（ただし、マル優をご利用の場合は除きます。） ・ 無利息型の場合は、利息がつかないので税金はかかりません。
手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 口座開設手数料50,000円（税別） ・ 解約に伴う手数料および管理手数料はかかりません。 ・ 当金庫所定の為替・預金関連手数料が必要となる場合があります。
付加できる 特約事項	・ 指示書の指示内容によるお取り扱いのみとなります。
中途解約時の 取扱い	
金利情報の 入手方法	・ 金利は当金庫ホームページまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店または総務部コンプライアンス課（9時～17時、電話：0120-114-943）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部コンプライアンス課または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。尚、東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外のお客さまにもご利用いただけます。その際には、下記の方法によりお客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等もご利用可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現地調停 東京三弁護士会の調停人とそれ以外の調停人がテレビ会議システム等を用いて紛争の解決にあたります。 例) 長野県弁護士会で現地調停を行う。 ・ 移管調停 当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。 例) 愛知県弁護士会に移管調停する。

次項へつづきます。

その他参考 となる事項	<ul style="list-style-type: none">・ 本商品は、成年後見人、未成年後見人のみお取扱いができるものとし、「保佐人」「補助人」「任意後見人」はお取扱できません。・ 本商品は口座取引店のみのお取扱となります。・ キャッシュカードは発行しません。また通帳によるATMでのご利用はできません。・ 公共料金等の自動支払および給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取、インターネットバンキング契約はできません。・ 「総合口座」のお取扱はできません。・ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(無利息型の場合は全額が保護されます。)
----------------	---